

# 船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

クラス名 \_\_\_\_\_

園名 やまびこ保育園

園児氏名 \_\_\_\_\_

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師より感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症・プール熱）	主な症状が消失した後 2 日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師より感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師より感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後 24～48時間経過し、発熱・発疹等の症状が回復するまで

上記の疾患で 平成 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、平成 年 月 日 より登園をしてよいことを証します。

※ 保育園生活での注意事項

( \_\_\_\_\_ )

証明日：平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

平成24年12月改訂：船橋市作成  
平成25年4月：やまびこ保育園用に改訂